

簡易専用水道の衛生管理

簡易専用水道は、その衛生管理の向上を図るために、「水道法」や「水道法施行令」などで「簡易専用水道の設置者の責務」を定めています。

簡易専用水道の設置者は、安全で衛生的な水を適切に利用者に供給できるように施設管理に努めてください。

簡易専用水道とは？

ビルやマンションなどの建物に給水する方式として、配水管の水圧により直接蛇口に給水する方式を直結式給水方式と、水道水をいったん受水槽に貯めて、その後ポンプを使って各階の蛇口に給水する受水槽式給水方式、及び、建物の給水管にポンプ等の増圧給水設備を直接取付けて各階の蛇口に給水する増圧直結給水方式があります。

可児市の水道では、増圧直結給水方式は認められていませんので、直結式給水方式又は受水槽式給水方式となりますが、このうち、水道から供給される水だけを水源としており、**貯水槽の有効容量※1が10m³を超えかつ100m³以下のものを簡易専用水道と呼んでいます。**

ただし、工場に設置しているなど、全く飲み水として使用しない場合は、簡易専用水道には該当しません。

※1 貯水槽の有効容量

受水槽や高架水槽などの水を貯める水槽を貯水槽といいます。有効容量とは、水の最高水位と最低水位との間に貯留され、適正に利用可能な水量のことを言います。給水管等で接続されている複数の貯水槽がある場合はその合計となります。

必要な衛生管理【水道法等で定められていること】

1 厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査の受検（法定検査）

設置者は、**毎年1回**、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して検査（有料）を受けなければいけません。この検査は、施設の衛生状態や図面・書類などをチェックします。

主な検査内容は次のとおりです。

- ①水槽等の外観検査：水槽等の点検や、その周辺の状況についての検査
- ②書類検査：設備等の関係図面、水槽の清掃記録、日常の点検・整備の記録等の検査
- ③水質のチェック：給水栓における水の臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素の検査

また、検査機関から、特に衛生上問題があるため保健所または市役所に報告するよう助言を受けた場合は、直ちに市役所水道課に報告する必要があります。

なお、法定検査を受けないと罰則が適用されることがあります。

登録検査機関

検査機関については、以下の厚生労働省ホームページを御覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kaisei/15/dl/meibo2.pdf>

2 施設の点検等

有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために、水槽の点検を行う等の必要な措置を講じなければいけません。

3 貯水槽の清掃

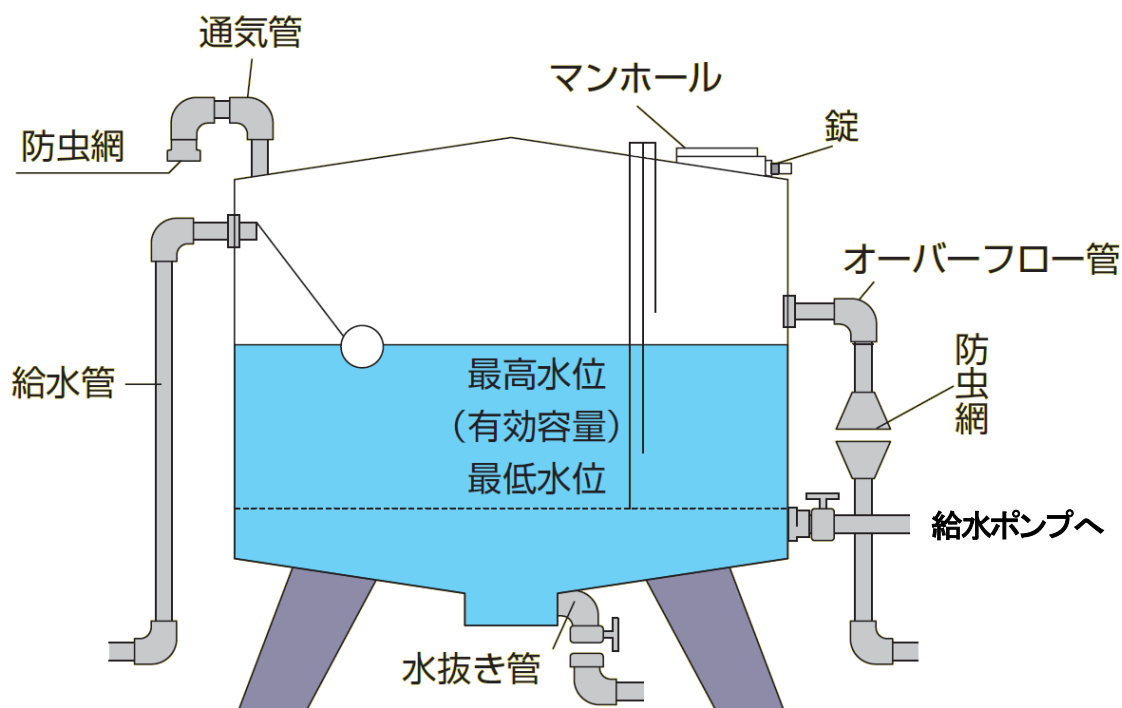
受水槽、高置水槽の清掃は、**1年以内ごとに1回、定期的**に行なわなければなりません。

4 水質の検査

給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により給水する**水に異常を認めたとき**は、水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて速やかに検査を行なわなければなりません。

5 給水の停止

供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければいけません。



望ましい管理

簡易専用水道は多くの人が利用する施設です。水道法等で定められている管理基準のほか、次のような管理も行いましょう。

1 施設の点検・整備

有害物、汚染等によって水が汚染されるのを防止するために、施設の点検を**月1回**行いましょう。地震や大雨などがあった場合は、速やかに点検しましょう。

また、点検で欠陥を発見したときは、速やかに改善・整備してください。

主な点検内容は、次のとおりです。

- 水槽周囲の整理整頓
- 水槽の破損・亀裂の有無
- マンホールの密閉・施錠
- オーバーフロー管、通気管の防虫網の設置
- 水槽内部の状態

2 水質の検査

(1) 水の色・にごり・におい・味のチェック（毎日）

透明なガラスコップに蛇口から水道水をくみ、水の色が透明か、にごりがないか、塩素（カルキ）臭以外の臭いがないか、変な味がしないか調べましょう。

(2) 残留塩素の測定（週1回）

水道水には、様々な細菌を消毒するため、消毒薬として塩素が加えられています。塩素は、汚れた水など細菌を多く含む水が混入すると、細菌や汚れなどにより消費され、急激にその濃度が下がりますので、日ごろから、残留塩素測定をしていれば、水の汚染をいち早く発見できます。

給水栓末端で、遊離残留塩素が0.1mg/L以上あるかを確認しましょう。

(3) 専門機関での水質検査（年1回）

年1回専門の水質検査機関で水質基準に関する省令に定める全項目について水質検査を行いましょう。

検査機関については、以下の厚生労働省ホームページを御覧ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15F19001000101.html>

3 書類や図面の保存

施設の点検記録、水質検査記録等の書類は、作成した日から5年間は保存しましょう。

また、施設の図面は常に保存し、事故などで必要なときに速やかに確認できるようにしましょう。

表1 **最寄りの水質検査機関**（平成26年1月1日現在）

氏名又は名称	住 所	電話番号
株式会社総合保健センター	可児市川合136番地8	0574-63-7703
一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター	岐阜市曙町4丁目6番地	058-247-1300
中日本産業株式会社	岐阜市藪田南5丁目13番4号	058-274-7789

市役所への届出【水道法等で定められています】

次の場合は、市役所水道課へ届出をしてください。

- 簡易専用水道の給水を開始したとき（保健所に届出を行った場合を除く。）。
簡易専用水道設置届（様式第11号）
- 簡易専用水道を変更又は廃止をしたとき（保健所に届出を行った場合を除く。）。
変更：簡易専用水道変更届（様式第12号）／廃止：簡易専用水道廃止届（様式第13号）

汚染事故等が起きたとき

水質に異常を認めたとときや、給水された水により健康を害するおそれがあると分かったときは、次のような措置をとらなければいけません。

- 水質に異常を認めたとときは、水質基準のうち必要な項目について水質検査を行う。
- 給水された水により健康を害するおそれがあると分かったときは、直ちに給水を停止し、関係者（使用者など）に周知する。

また、水質の異常のほか、事故が発生した場合は速やかに緊急停止報告書（様式第18号）で市役所水道課へ届出をし、その指示に従ってください。事故の原因の除去、給水の再開等についても、市役所の指示に従ってください。

関係法令抜粋

○水道法

（用語の定義）

第三条第七項 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

（簡易専用水道）

第三十四条の二 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

（改善の指示等）

第三十六条第三項 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第三十四条の二第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

(給水停止命令)

第三十七条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第一項又は第三項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第二項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

(報告の徴収及び立入検査)

第三十九条第三項 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

(罰則)

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

九 第三十七条の規定による給水停止命令に違反した者
第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

八 第三十四条の二第二項の規定に違反した者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条から第五十三条の二まで又は第五十四条から第五十五条の二までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○水道法施行令

(簡易専用水道の適用除外の基準)

第二条 法第三条第七項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が十立方メートルであることとする。

○水道法施行規則

(管理基準)

第五十五条 法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 水槽の掃除を一年以内ごとに一回、定期的に、行うこと。

二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(検査)

第五十六条 法第三十四条の二第二項の規定による検査は、一年以内ごとに一回とする。

2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

水道法施行細則

(給水開始等の報告)

第二十三条 法第三条第七項の簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道による給水を開始したときは、速やかに簡易専用水道給水開始報告書(別記第三十一号様式)により知事に報告するものとする。

ただし、簡易専用水道の設置者が東京都給水条例第三十三条の四第一項の規定による届出を行った場合は、この限りでない。

2 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道給水開始報告書に記載した事項に変更があったとき、又は簡易専用水道を廃止したときは、速やかに簡易専用水道給水開始報告事項変更(廃止)報告書(別記第三十二号様式)により知事に報告するものとする。ただし、簡易専用水道の設置者が東京都給水条例第三十三条の四第二項の規定による届出を行った場合は、この限りでない。

○可児市水道事業給水条例

(貯水槽水道の設置者の責務)

第46条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。